

●香川県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年1月31日から同年2月20日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月31日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
高松市西植田町字一ノ坂7435 番地先から	前	4.6～21.3	104	道路整備事業による現道 拡幅
高松市西植田町字梅木谷7418 番2地先まで	後	4.6～31.9	104	